■ B.LEAGUE 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン改正箇所一覧
※表記誤りの修正や、軽微な表現変更については除きます

チャプター構成

改正前	改正後	主旨
チャプター１_新型コロナウイルス感染症の概要	削除	リーグ内の自主的な感染対策のための推奨資料へ移行
チャプター２_感染対策行動指針	チャプター１へ繰り上げ	
チャプター３_トレーニング・練習	削除	
チャプター４_移動・宿泊	削除	リーグ内の自主的な感染対策のための推奨資料へ移行
チャプター５_開催制限付きの試合開催について	「試合開催について」としてチャプター２へ繰り上げ	
チャプター６_無観客試合（リモートゲーム）について	削除	
チャプター７_公式試合運営に関する各種規定事項	チャプター３へ繰り上げ	

新チャプター1

改正前	改正後	主旨
※規定なし	（１）基本的対策事項 ④マスクの着用 ・マスクは飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの方の基本的な感染対策として着用を求められています。 ・ただし、2023 年 3 月 13 日より政府は「屋内では基本的にマスクの着用を推奨する」という取扱いを改め、「行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」としています。 ・それでも、マスクが効果的な場面として以下のシーンでは着用を推奨しています。 1. 医療機関受診時 2. 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時 3. 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（当面の取	旧チャプター１にて規定していたマスク着用についての方針を移設

	扱） ※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。 ・さらに、「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」ともしています。 ・これらを受け、選手、チームスタッフ、フロントスタッフや公式戦の従事スタッフにおいては、引き続きシーズンの履行に重要な関係者を守るためにも、原則屋内では選手が競技を行うとき以外は基本的にマスクを常時着用することとし、マスクを外す場合は会話を避けることを強く意識してください。 ・また、屋外においては他者と身体的距離（2m 以上を目安）が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合に、マスクの着用は求めないこととします。	
（３）PCR 検査の結果、陽性反応が出た場合の対応 ②陽性判定者が所属するクラブの対応 ・濃厚接触者の抽出および集団発生に対するリスクの管理を行ってください。 1. 医療機関受診の対象者の確認：健康チェック表、自覚症状を確認の上医療機関受診対象者の確認 2. B リーグと今後の方針を相談 3. 濃厚接触者の調査を保健所が実施するか、本人やクラブへ委譲されるかの確認。クラブ関係者が陽性判定を受けた場合は一時的に自宅待機指示。昨今の陽性判定者発生後の濃厚接触者判断においては、事業所等で感染者が発生した場合に「保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めない」と厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡にて発出されているため、本人やクラブが実施することを前提とする。 4. その他の選手やチーム関係者は、陽性判定者との接触歴に鑑み、チームドクター等との相談によりすぐさま検査を行うなど、リスク管理を行ってください。保健所の調査が完了するまでは、B リーグ独自濃厚接触者判断基準を活用し、濃厚接触者やその他接触者に該当する場合は規定の待機措置や検査対応を実施し、検温等の健康チェックをより厳正に実施してください	（３）PCR 検査の結果、陽性反応が出た場合の対応 ②陽性判定者が所属するクラブの対応 ・濃厚接触者の抽出および集団発生に対するリスクの管理を行ってください。 1. 医療機関受診の対象者の確認：健康チェック表、自覚症状を確認の上医療機関受診対象者の確認 2. B リーグと今後の方針を相談 3. 濃厚接触者の調査は本人やクラブが実施してください。クラブ関係者が陽性判定を受けた場合は一時的に自宅待機指示とします。 4. その他の選手やチーム関係者は、陽性判定者との接触歴に鑑み、チームドクター等との相談によりすぐさま検査を行うなど、リスク管理を行ってください。Bリーグ独自濃厚接触者判断基準を活用し、濃厚接触者やその他接触者に該当する場合は規定の待機措置や検査対応を実施し、検温等の健康チェックをより厳正に実施してください	保健所による濃厚接触者判断の廃止を反映
（４）濃厚接触者の判断および対応 ①濃厚接触者の判断方法 ・感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定および行動制限指示は原則的に保健所が実施するものであるが、現状においては同一世帯内の同居人が感染した場合とクラスター（事業所等の中で同時に 5 名以上）発生の場合に限られ、その他事業所等における特定と行動制限は行われないことに留意する。	（４）濃厚接触者の判断および対応 ①濃厚接触者の判断方法 ・感染者が発生した場合の濃厚接触者およびその他接触者の調査および特定は、B リーグ独自濃厚接触者判断基準を用いてください。 ・陽性判定を受けた者ならびにその接触者自身による基準項目確認の後、クラブによりチームドクターもしくは連携医師との協議の上、クラブが濃厚接触者およびその他接触者を決定し、B リーグへ報告する。	保健所による濃厚接触者判断の廃止を反映

・そのため、感染者が発生した場合は、原則同一世帯内の同居人については濃厚接触者と判断し、その他の接触者については B リーグ独自濃厚接触者判断基準を用いて濃厚接触者またはその他接触者を調査し、特定する。 ・陽性判定を受けた者ならびにその接触者自身による基準項目確認の後、クラブによりチームドクターもしくは連携医師との協議の上、クラブが濃厚接触者およびその他接触者を決定し、B リーグへ報告する。 ・万が一感染者が発生した場合に迅速に上記の判断を行えるよう、保健所との連携において対応フローについては事前の確認を行うこと。 ②保健所判断による濃厚接触者の対応 ・本人は自宅待機とし、保健所の指示に従って検査の実施および自宅待機の期間指示を受けてください。 ・B リーグへの報告をしてください。 ・抗原定性キットを使用し、スクリーニング検査を行ってください。 ・令和 4 年 7 月 22 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡により、自宅待機期間は原則最終接触日から 5 日間で 6 日目解除もしくは最終接触日の 2 日目および 3 日目の抗原定性キットを用いた検査陰性を確認し 3 日目から解除可とされている。 ※以下の復帰フローを参照ください。 ▶復帰フロー ③B リーグ独自濃厚接触者判断基準による濃厚接触者およびその他接触者の対応 ・感染者が発生した場合の自主的な感染対策の徹底として、選手およびチームスタッフ内で陽性判定者が生じた場合に、濃厚接触者の判断定義に基づき独自に濃厚接触者またはその他接触者を調査・判断する。 ・独自基準による濃厚接触者およびその他接触者の待機期間については、以下のとおり取り扱うこととするが、原則活動を継続するためⅲの適用を行う。 ⅰ 最終接触日から 5 日間で 6 日目解除 ⅱ 最終接触日の 2 日目および 3 日目の抗原定性キットを用いた検査陰性を確認し 3 日目から解除可 ⅲ 自宅待機は適用しないが、最終接触日から 3 日間は抗原定性キットを用いた検査による陰性を確認した後に活動を開始する	・独自基準による濃厚接触者およびその他接触者の待機期間については、以下のとおり取り扱うこととするが、原則活動を継続するためⅲの適用を行う。 ⅰ 最終接触日から 5 日間で 6 日目解除 ⅱ 最終接触日の 2 日目および 3 日目の抗原定性キットを用いた検査陰性を確認し 3 日目から解除可 ⅲ 自宅待機は適用しないが、最終接触日から 3 日間は抗原定性キットを用いた検査による陰性を確認した後に活動を開始する	
（5）新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者およびその他接触者が出た場合のレギュレーション ①PCR 検査で陽性判定が出た方の復帰タイミング ・完治診断については、厚生労働省の示す「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和４年９月 7 日付け（令和 4 年 9 月 13 日最終改	（5）新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者およびその他接触者が出た場合のレギュレーション ①PCR 検査で陽性判定が出た方の復帰タイミング ・完治診断については、厚生労働省の示す「外出を控えることが推奨される期間」に基づき、医療機関やチームドクターの指示に従ってください。一般的にその期間は以下の通りとされています。	陽性患者に対する療養期間の取り扱い改正を反映

正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に従うこととします。	ⅰ　発症日を０日目（※１）として５日間は外出を控えること（※２）、かつ、 ⅱ　５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して２４時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること。 （※１）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。 （※２）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。	
Ｂリーグ独自濃厚接触者判断基準	Ｂリーグ独自濃厚接触者判断基準	保健所による濃厚接触者判断の廃止を受け、同居家族の濃厚接触者はその他の濃厚接触者同様に待機措置を廃止

新チャプター２

改正前	改正後	主旨
	・政府方針の改正により政府および都道府県等が示すイベント開催制限規定が廃止されており、伴う収容制限やイベント開催に際する自治体の了解取得についての条文を削除 ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」等外部団体の参照規定の廃止を受けた関連規定の削除	